

事務連絡
令和5年8月10日

各都道府県建設業協会御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等については、令和5年4月4日付け全建労発第002号の「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」において周知及び荷役作業の安全対策の徹底に取り組んでいただくようお願いをしたところですが、このたび厚生労働省から、これまでに厚生労働省に寄せられた問い合わせ及び回答を取りまとめた旨、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 又木)